製品安全データシート

# *ACD 現像液*

***整理番号：009679_00005-8***

作成日 2009/10/1
改定日 2010/12/20

日本アグファア･ゲバルト株式会社

## 1. 化学物質等および会社情報

| | |
|---|---|
| 製品名 | ACD 現像液（ACD Developer） |
| 用途 | 製版フィルム用現像液（濃縮液） |
| 会社名 | 日本アグファア･ゲバルト株式会社 |
| 住所 | 東京都品川区西五反田 7-22-17 TOC ビル 6 階 |
| 担当部署 | グラフィックシステム事業部 |
| TEL 番号 | 03-6420-2010 |
| FAX 番号 | 03-6420-2011 |
| 製品コード | 009679-EKB7E |
| 緊急連絡先 | (財) 日本中毒情報センター　中毒 110 番（事故に伴い急性中毒の恐れがある場合に限る）<br>大阪 072-727-2499 （無料･通話料は相談者負担）365 日 24 時間対応<br>つくば 029-852-9999（無料･通話料は相談者負担）365 日 9 時～21 時対応 |

## 2. 危険有害性の要約

GHS 分類

| | |
|---|---|
| 物理化学的危険性 | 引火性液体　区分外 |
| 健康に対する有害性 | 急性毒性(経口） 区分5<br>皮膚腐食性／刺激性 区分2<br>眼に対する重篤な損傷／眼刺激性 区分2A<br>皮膚感作性 区分1<br>生殖細胞変異原性 区分1B<br>発がん性 区分2<br>生殖毒性 区分1B |
| 環境に対する有害性 | 該当区分なし |

※記載がないものは、分類対象外または分類できない

GHS ラベル要素

シンボル

注意喚起語　危険

危険有害性情報
- ・飲み込むと有害のおそれ
- ・皮膚刺激
- ・強い眼刺激
- ・アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ
- ・遺伝性疾患のおそれ
- ・発がんのおそれの疑い
- ・生殖能または胎児への悪影響のおそれ

取扱注意

［予防策］
- ・使用前に取扱説明書を入手すること。
- ・すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
- ・取扱い後はよく手を洗うこと。
- ・適切な保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。
- ・ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。
- ・必要に応じて個人用保護具を使用すること。
- ・汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

[対応]
・暴露または暴露の懸念がある場合、医師の診断、手当を受けること。
・飲み込んだ場合、気分が悪い時は、医師に連絡すること。
・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
・皮膚についた場合、多量の水と石鹸で洗うこと。
・皮膚刺激または発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。
・眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
・眼の刺激が続く場合は、医師の診断、手当てを受けること。

[保管]
・施錠して保管すること。

[廃棄]
・内容物、容器は法令に従って廃棄すること。

## 3. 組成および成分情報

**単一化学物質・混合物の区別**　　混合物

**化学名または一般名**

| 成分名 | 濃度または濃度範囲(%) | 化学式 | 官報公示整理番号 | | CAS 番号 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 化審法 | 安衛法 | |
| 水 | 60 – 70 | $H_2O$ | 対象外 | | 7732-18-5 |
| 亜硫酸ナトリウム | 10 – 20 | $Na_2SO_4$ | | | 7757-83-7 |
| 炭酸カリウム | 10 – 20 | $CK_2O_3$ | (1)-153 | | 584-08-7 |
| ヒドロキノン | 1 – 5 | $C_6H_6O_2$ | (3)-543 | | 123-31-9 |
| ジエチレングリコール | 1 – 5 | $C_4H_{10}O_3$ | (2)-415 | | 111-46-6 |

**分類に寄与する不純物及び安定化添加物**　　情報なし

| | | |
|---|---|---|
| **労働安全衛生法** | 法第57条の2、施行令第18条の2別表第9名称等を通知すべき有害物 | ヒドロキノン(政令番号:459)(1－5%) |
| **化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)** | 法第2条第2項、施行令第1条別表第1、第1種指定化学物質 | ヒドロキノン(政令番号:336)(5.0%) |

## 4. 応急措置

**吸入した場合**
・被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
・医師の手当、診断を受けること。

**皮膚に付着した場合**
・皮膚を速やかに多量の水と石鹸で洗うこと。
・汚染された衣類を脱ぐこと。
・汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。
・皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。

**目に入った場合**
・水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
・直ちに医師に連絡すること。

**飲み込んだ場合**
・口をすすぐこと。
・医師の手当、診断を受けること。

## 5. 火災時の措置

| | |
|---|---|
| 消化剤 | ・粉末消火剤、一般の泡消火剤、二酸化炭素、砂、噴霧水<br>・本製品は不燃性である。火災時は周辺の物質に応じた消化剤を選択する。 |
| 使ってはならない消火剤 | ・通常の状況下では、不適切な消化剤はない。 |
| 特有の危険有害性 | ・火災によって刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。 |
| 特有の消火方法 | ・危険でなければ火災区域から容器を移動する。<br>・消火活動は、有効に行える最も遠い距離から、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。<br>・消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。 |
| 消火を行う者の保護 | ・消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。 |

## 6. 漏出時の措置

| | |
|---|---|
| 人体に対する注意事項、保護具および緊急措置 | ・作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止措置及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。<br>・適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。<br>・密閉された場所に立入る前に換気する。<br>・直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。<br>・関係者以外の立入りを禁止する。 |
| 環境に対する注意事項 | ・環境中に放出してはならない。<br>・河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。<br>・本製品は、水汚染物なので土壌汚染、もしくは排水溝及び排水系及び大量の水に流入することを防止する。 |
| 回収･中和 | ・物質を吸込み又は掃き取って廃棄用容器に入れること。<br>・不活性材料(例えば、乾燥砂又は土等)で流出物を吸収して、化学品廃棄容器に入れる。<br>・掬い取るか、適切な吸収材によって水表面から除去する。分散剤を使用してはならない。 |
| 封じ込め及び浄化方法･機材 | ・危険でなければ漏れを止める。<br>・除去後、汚染現場を水で完全に洗浄する。 |
| 二次災害の防止策 | ・すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。 |

## 7. 取扱いおよび保管上の注意

取扱い

| | |
|---|---|
| 技術的対策 | ・『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 |
| 局所排気装置･全体換気 | ・『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。 |
| 安全取扱い注意事項 | ・すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。<br>・眼、皮膚との接触を避けること。<br>・取扱い後はよく手を洗うこと。<br>・飲み込みを避けること。<br>・ガスの吸入を避けること。<br>・汚染された作業衣は作業場から出さないこと。<br>・環境への放出を避けること。 |
| 接触回避 | ・『10. 安定性及び反応性』を参照。 |

保管

技術的対策 ・保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。
混触危険物質 ・『10. 安定性及び反応性』を参照。
保管条件 ・施錠して保管すること。
容器包装材料 ・十分な強度を有するプラスチック容器を使用する。

## 8. 暴露防止および保護措置

含有成分の管理濃度、許容濃度

| 成分名 | CAS 番号 | 厚生労働省告示<br>管理濃度 | 日本産業衛生学会<br>(2008 年) | ACGIH<br>(2008 年) |
|---|---|---|---|---|
| 亜硫酸ナトリウム | 7757-83-7 | 未設定 | 未設定 | 未設定 |
| 炭酸カリウム | 584-08-7 | 未設定 | 未設定 | 未設定 |
| ヒドロキノン | 123-31-9 | 未設定 | 未設定 | TWA 2mg/ $m^3$ |
| ジエチレングリコール | 111-46-6 | 未設定 | 未設定 | 未設定 |

設備対策 ・この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。
・空気中の濃度を制御するには、一般適正換気で十分である。

保護具

呼吸器の保護具 ・必要に応じて個人用呼吸器保護具を使用すること。
手の保護具 ・適切な保護手袋を着用すること。
・天然ゴム製の手袋は避け、ブチルゴム・ニトリルゴム・ネオプレンを素材とした手袋を使用する。
眼の保護具 ・適切な眼の保護具を着用すること。
・安全眼鏡を着用すること。撥ね飛び又は噴霧によって眼及び顔面接触が起こりうる時は、包括的な化学スプラッシュゴーグル、及び顔面シールドを着用すること。
皮膚及び身体の保護具 ・適切な顔面用の保護具を着用すること。
・一切の接触を防止するにはネオプレン製の、手袋、エプロン、ブーツ、又は全体スーツ等の不浸透性の防具を適宜着用すること。

衛生対策 ・取扱い後はよく手を洗うこと。
・汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

## 9. 物理的および化学的性質

| | | |
|---|---|---|
| 物理的状態 | 形状 | 液体 |
| | 色 | 淡い黄色 |
| | 臭い | ほとんど無臭 |
| | pH | 10.8 (25℃) |
| 融点、凝固点 | | < 0℃ |
| 沸点、初留点および沸騰範囲 | | > 100 ℃ |
| 引火点 | | 引火せず |
| 燃焼性又は爆発範囲 | | 不燃性 |
| 蒸気圧 | | データなし |
| 蒸気密度(空気＝1) | | 23.0hPa (20℃) |
| 比重(密度) | | 1.270 |
| 溶解度 | | 水に易溶 |
| オクタノール／水分配係数 | | データなし |

| | |
|---|---|
| 自然発火温度 | データなし |
| 分解温度 | データなし |
| 蒸発速度(酢酸ブチル＝1) | データなし |
| 燃焼性(固体、ガス) | 該当しない |
| 粘度 | データなし |
| 動粘性率 | データなし |

## 10. 安定性および反応性

| | |
|---|---|
| 安定性 | ・通常の保管および取扱いの条件においては安定である。 |
| 危険有害反応可能性 | ・データなし |
| 避けるべき条件 | ・凍結。直射日光を避ける。 |
| 混触危険物質 | ・強酸、強酸化剤 |
| 危険有害な分解生成物 | ・二酸化硫黄を発生する場合がある。 |

## 11. 有害性情報

| | |
|---|---|
| 急性毒性 | ・混合物の急性毒性(経口)推定値が 2000～5000mg／kgとなるため GHS 区分5とした。<br>・混合物の急性毒性(経皮、吸入:蒸気、ミスト)はデータ不足のため分類できない。 |
| 皮膚腐食性／刺激性 | ・炭酸カリウム、ヒドロキノンが区分2であり、合計濃度が10%以上ため、混合物として GHS 区分2とした。 |
| 眼に対する重篤な損傷／刺激性 | ・炭酸カリウム、ヒドロキノンが区分2Aであり、合計濃度が10%以上ため、混合物として GHS 区分2Aとした。 |
| 呼吸器感作性 | ・データ不足のため分類できない |
| 皮膚感作性 | ・ヒドロキノンが区分1であり、濃度が 0.1%を超えるため、混合物として GHS 区分1とした。 |
| 生殖細胞変異原性 | ・ヒドロキノンが区分1Bであり、濃度が 0.1%を超えるため、混合物として GHS 区分1Bとした。 |
| 発がん性 | ・ヒドロキノンが区分2であり、濃度が 0.1%を超えるため、混合物として GHS 区分2とした。 |
| 生殖毒性 | ・ヒドロキノンが区分1B であり、濃度が 0.1%を超えるため、混合物として GHS 区分1B とした。 |
| 特定標的臓器毒性(単回ばく露) | ・データ不足のため分類できない |
| 特定標的臓器毒性(反復ばく露) | ・データ不足のため分類できない |
| 吸引性呼吸器有害性 | ・データ不足のため分類できない |

## 12. 環境影響情報

| | |
|---|---|
| 水生環境急性有害性 | ・データ不足のため分類できない |
| 水生環境慢性有害性 | ・データ不足のため分類できない |

## 13. 廃棄上の注意

| | |
|---|---|
| **残余廃棄物** | ・廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従う。<br>・自社で排水処理を行わない場合は、全量回収の上産業廃棄物処分業の許可を受けた業者に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を添えて、処理を委託する。<br>・強アルカリ性であるため、酸で中和して処理する。 |
| **汚染容器及び包装** | ・容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。<br>・空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。 |

## 14. 輸送上の注意

| | | |
|---|---|---|
| **国際規制** | 海上規制情報 | 非危険物 |
| | UN No. | 該当しない |
| | 航空規制情報 | 非危険物 |
| | UN No. | 該当しない |
| **国内規制** | 陸上規制情報 | 道路法の規定に従う。 |
| | 海上規制情報 | 非危険物 |
| | 国連番号 | 該当しない |
| | 航空規制情報 | 非危険物 |
| | 国連番号 | 該当しない |
| | 特別安全対策 | ・輸送の前に容器の破損、腐食、漏れ等のないことを確かめる。<br>・輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。<br>・重量物を上積みしない。 |

## 15. 適用法令

| | |
|---|---|
| **労働安全衛生法** | 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9）（ヒドロキノン） |
| **化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）** | 法第2条第2項、施行令第1条別表第1、第1種指定化学物質 （ヒドロキノン） |
| **消防法** | 該当なし |
| **毒物及び劇物取締法** | 該当なし |
| **労働基準法** | 該当なし |
| **船舶安全法** | 該当なし |
| **航空法** | 該当なし |
| **港則法** | 該当なし |
| **廃棄物処理法** | 特別管理産業廃棄物には該当しない |
| **大気汚染防止法** | 有害大気汚染物質（法第2条第9項） （中央環境審議会答申、1996.10.18） |
| **海洋汚染防止法** | 施行令別表第1有害液体物質（C類）<br>施行令別表第1有害液体物質（D類）<br>環境省告示・査定物質（D類同等の有害液体物質）<br>施行令別表第1の2有害でない物質 |
| **外国為替及び外国貿易法** | 輸入貿易管理令第4条第1項第2号（2号承認）<br>輸出貿易管理令別表第ニ（輸出の承認） |
| **特定有害廃棄物輸出入規制法** | 法第2条第1項第1号イ／三省告示 |

16. その他の情報

| | |
|---|---|
| 記載内容に関する問い合わせ先 | 日本アグファア･ゲバルト株式会社 |
| 記載内容の取り扱いについて | 記載内容は、一般に入手可能な情報及び自社情報に基づいて作成しておりますが、現時点における科学又は技術に関する全ての情報が検討されているわけではありませんので、いかなる保証をなすものではありません。又、注意事項は、通常の取り扱いを対象としたものであります。特殊な取り扱いの場合には、この点のご配慮をお願いいたします。 |